

令和6年度 再生可能エネルギー普及総合支援事業 募集要領

1 趣旨

長野県ゼロカーボン戦略に掲げる「2050ゼロカーボン」の実現に向け、県内全体の再生可能エネルギー生産量の増加を図るため、市町村及び民間事業者等が行う発電・熱利用事業や再生エネ普及に向けた課題解決等に取り組む地域協議会の活動を支援します。

2 募集期間

令和6年10月24日（木）～ 令和6年11月25日（月）【必着】

3 補助対象事業

(1) 対象事業・補助額等

対象事業	事業内容	区分	補助率・上限額
再生エネ活用可能性調査事業 (第1号事業)	再生可能エネルギーを活用した熱利用事業の実施に必要な設備導入の可能性を調査する事業	熱利用事業	1/2以内 5,000千円
再生エネ発電設備導入事業 (第2号事業) ※収益納付型補助金	再生可能エネルギーを供給する発電事業(太陽光発電によるものを除く。)を実施するために行う次に掲げる事業 ア 発電設備の導入可能性調査及び基本計画作成 イ 発電設備の設置に係る詳細設計 ウ 発電設備設置工事	(1) 発電設備の導入可能性調査・基本計画作成	2/3以内 7,000千円
		(2) 発電設備の設置に係る詳細設計	
		(3) 発電設備設置工事	ア 小水力発電 イ その他
促進区域内太陽光発電設備導入事業 (第3号事業) ※収益納付型補助金	太陽光発電設備を設置する事業(地域脱炭素化促進事業として地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第5項の規定により市町村が定める同項2号の促進区域内において行う同法第22条の2第3項の規定による市町村の認定を受けた事業に限る。)	太陽光発電事業	4/10以内 12,000千円
地域協議会運営事業 (第4号事業)	再生可能エネルギー源の活用によるエネルギー自立地域づくりを目的として設置される協議会の運営事業		2/3以内 1,000千円

※収益納付型補助金について

第2号事業及び第3号事業については、発電設備を整備する際の初期費用の負担に対する支援を目的としており、売電開始後の翌々年度からの一定期間において、補助金の全額に相当する金額を県に納付(収益納付といいます。)することを条件として補助金を交付するものです。(各年度の納付率については、交付要綱別表4を参照してください。)

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※前年度以前に再生可能エネルギー普及総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定による事業計画の認定を受けた事業に係る補助額を算定する場合には、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用するものとする。

※第2号事業(3)及び第3号事業について、エネルギー自立地域創出支援事業におけるエネルギー自立地域づくり計画募集要領に基づく、エネルギー自立地域づくり計画の対象事業である場合には、補助率及び上限額を10%上乘せし、上乘せした金額は収益納付の対象外とする。

(2) 補助対象とならない事業

- ・国又はその他の機関から補助金、負担金等の交付を受け、又は受けようとする事業
- ・その他知事が適当でないとする事業

(3) 補助要件（主なもの）

第1号事業	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスを活用した熱利用事業は対象とならない
第2号事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の導入可能性調査及び基本計画作成業務については、FIT等認定を受けて再生可能エネルギー電気を供給する又は非FIT非化石電源の認定を受けるとともに、収益納付を行う期間以上の長期の売電契約（以下「長期売電契約」という。）を行う前提で計画された事業であること ・発電設備の設置に係る詳細設計業務及び発電設備設置工事については、補助金の申請に係る事業計画に対しFIT等認定を受けている（受ける見込みがある）又は非FIT非化石電源の認定を受けている（受ける見込みがある）、かつ、長期売電契約を行っている（行う見込みがある）こと ・発電設備設置工事については、地域金融機関等の融資を受けて行う事業であること ・事業収益の一部を補助対象設備の設置地域に還元する等、地域貢献を考慮した事業計画であること ・設置した発電設備で発電した電気を原則として全量売電する事業であり、当該発電設備において使用する電気に充てる以外は、平時に自家消費しないものであること
第3号事業	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した太陽光発電設備で発電した電気を原則として全量売電する事業であり、当該発電設備において使用する電気に充てる以外は、平時に自家消費しないものであること ・長期売電契約を行っている（又は行う見込みがある）こと ・地域金融機関等の融資を受けて行う事業であること
第4号事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が主体となり、地域の再生可能エネルギーを活用した取組の普及促進を目的として活動する協議会であること

※「FIT等認定」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定をいう。

※「非FIT非化石電源の認定（再エネ指定あり）」とは、FIT電源以外の非化石電源として、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「高度化法」という。）に関する執務業務の一環で経済産業省が、高度化法施行規則第4条第1項第2号に規定する非化石証書のうち、認定する非FIT非化石証書（再エネ指定あり）をいう。

※第2号事業により、発電設備を設置する場合は、再エネ特措法第9条第4項第1号から第3号までの規定に準じた取扱いを行うこと。ただし、再生可能エネルギー発電事業計画の定め、出力の抑制、解体金等積立金、再生可能エネルギー電気の供給開始期限、自家消費型の地域活用要件に関するものを除く。

※この表の第3号事業に関する事業の要件のAに記載の「売電」は、太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、事業所等に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該事業所等の所有者等に販売することを含むものとする。

(4) 補助対象経費

補助事業の実施に要する経費として知事が認める経費。ただし、次の経費を除く。

- 人件費
- 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- 食糧費
- 損失補填に係る経費
- その他知事が適当でないとする経費

※補助事業の実施に当たり、補助事業者の親会社、子会社、関連会社等からの調達を受ける場合は、事業費の一部が補助対象経費とならないことがあります。

(別紙1「補助事業における利益等排除について」参照)

4 補助対象者

区分	対象事業	補助対象者
第1号事業	熱利用事業	市町村、民間事業者(※1)
第2号事業	(1) 発電設備の導入可能性調査・基本計画作成	市町村、民間事業者(※2)
	(2) 発電設備の設置に係る詳細設計	民間事業者(※2)
	(3) 発電設備設置工事	
第3号事業	太陽光発電事業	民間事業者(※2)
第4号事業		市町村、民間団体等(※3)
※1 県内に主たる事務所を置く中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人 ※2 県内に主たる事務所を置く中小企業者(法人のみ)、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人 ※3 市町村に事務局が設置されている又は市町村の職員が責任者となっている等、実質的な市町村の参画を得て活動する団体であると認められるもの		

※上記にかかわらず、以下に該当する者は補助金の対象となりません。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないとする者

5 応募方法

(1) 計画承認申請

補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の交付申請に先立ち、実施しようとする事業の計画について知事の承認を受ける必要があります。

この承認を受けようとする場合は、「事業計画承認申請書(様式第1号)」と下表の関係書類を県に提出してください。(様式は下記ホームページからダウンロードできます。)

区分*1	第1号事業	第2号事業	第3号事業	第4号事業
ア 事業計画書(様式第1号の別紙1)	○	○	○	○
イ 確認書(様式第1号の別紙2)	○	○	○	○
ウ 事業計画に係る図面(位置図、見取図、設計図等)	○	○	○	—
エ FIT等認定を受けていることがわかる書類又は非FIT非化石電源の認定及び長期売電契約の内容がわかる書類 ※2 (補助金申請時点においてFIT等認定に係る申請を行っていない又は非FIT非化石電源の認定及び長期売電契約を	—	○	○	—

行っていない場合は、その理由と今後の認定取得等の見込みについて任意書式により説明すること。）				
オ 第3条第1項第3号の市町村の認定を受けた事業であることがわかる書類	—	—	○	—
カ 事業を行う土地等の利用に関する書類 ① 土地等を所有している場合は、登記簿謄本又は売買契約書の写し ② 土地等を賃借又は地上権設定を受けている場合は、賃貸借契約書又は登記簿謄本 ③ ①又は②以外の場合は、申請者が当該土地等を使用できることを説明する書類（任意書式）	—	○	○	—
キ 金融機関からの借入れにより資金を調達する場合は、その協議状況や担保・保証の内容が分かる資料（任意書式）	○	○	○	—
ク 事業に係るキャッシュフローを説明する資料（任意書式）	—	○	○	—
ケ 地域協議会の規約等・名簿	—	—	—	○
コ 団体規約・定款	○			
サ 直近2期分の確定申告書（法人税又は所得税）の写し、決算書、貸借対照表及び損益計算書 ※申請者が資産の流動化に関する法律に基づく特別目的会社又はその他の特別目的会社である場合は、主たる出資者等についても併せて提出すること。	○			
シ 直近の県税（事業税、県民税等）の納税証明書	○			
ス 商業・法人登記簿謄本（法人の場合）	○			
セ 事業活動温暖化対策計画等	※3			
ソ 地方公共団体実行計画の策定状況に関する資料	※4			
タ その他補足資料	必要に応じて添付（※5）			

※1 補助金の申請者が市町村である場合は、コ～スは添付不要

※2 F I T等認定を受けない場合は、長期売電契約に関する書類として、設置した発電設備により発電した電気の売電に関する計画書（売電先、売電単価、売電期間、毎年度の売電予定量等がわかるもの。任意様式。）も添付すること。なお、第3号事業においては長期売電契約に関する書類のみを添付すること。

※3 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第3項又は第4項の規定により提出した同条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（同条第9項の規定により報告すべき実施状況等（以下「実施状況等」という。）がある法人にあっては、直近の実施状況等を記載した書面で、当該年度が属する特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。）に係るものに限る。）なお、民間事業者が事業活動温暖化対策計画又は実施状況等を提出できないことにつきやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ知事に協議すること。

※4 補助金の申請者が市町村であって、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画を策定していないものは、当該計画の策定予定時期を記載した書面（任意書式）を添付すること。

※5 F I T等認定を受けない場合は、再エネ特措法施行規則第4条の2第2項第7号及び第7号の2の規定に準じ、必要な書類を添付すること。

※6 エネルギー自立地域づくり計画の対象となる事業として補助額を上乗せする場合には、エネルギー自立地域創出支援事業補助金交付要綱第8条の規定による事業計画を添付すること。

(2) 書類の提出方法

事業計画承認申請書及び関係書類の提出先は、以下のとおりです。

申請者	提出先	提出部数
市町村	事業実施箇所を管轄する県地域振興局	2部（正1部、副1部）
市町村以外	事業実施箇所が所在する市町村	3部（正1部、副2部）

※電子データでの提出もできます。

※募集期間終了後の書類受付はできませんのでご注意ください。

※県のホームページに、申請書提出先（県地域振興局、市町村）の一覧表を掲載しています。

【長野県ホームページ】（再生可能エネルギー普及総合支援事業）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/sogo.html>

6 交付スケジュール（予定）

令和6年10月24日（木） 募集開始

令和6年11月25日（月） 募集締切

申請書類の審査（応募件数等により、以下のスケジュールが変動することがあります。）

令和6年12月中上旬から中旬 事業認定（不認定）の決定、通知

令和6年12月中旬から下旬 事業者による交付申請書提出

令和7年1月上旬から下旬 交付決定、事業着手

原則として、令和6年度内に完了する事業が補助金の交付対象となります。

（年度をまたぐ計画に対して計画認定を受けたい場合は、あらかじめご相談ください。）

7 よくある質問について

別紙2「再生可能エネルギー普及総合支援事業Q&A」を参照ください。

8 その他

- ・補助金に関する手続に当たっては、この要領のほか、交付要綱を熟読し、内容を十分ご理解の上、申請等を行ってください。

お問い合わせ先

長野県環境部ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係

（電話） 026-235-7255（直通）

（メール） sai-ene@pref.nagano.lg.jp